



出演：渡辺美佐子

高田敏江 寺田路恵 大原ますみ 岩本多代 日色ともゑ  
長内美那子 柳川慶子 山口果林 大橋芳枝

製作：馬奈木巖太郎 プロデューサー：片嶋一貴 撮影：蔦井孝洋/上屋武史 照明：石田健  
司 録音：臼井勝 編集：蛭田智子 「憲法くん」作：松元ヒロ 音楽：PANTA  
監督：井上淳一

製作プロダクション：ドッグシュガー 配給・宣伝：太秦株式会社  
(C)「誰がために憲法はある」製作運動体

【2019年 | 日本 | 69分 | DCP | カラー | ドキュメンタリー】

公式サイト：[www.tagatame-kenpou.com](http://www.tagatame-kenpou.com)

2019年4月27日 ポレポレ東中野ほか全国順次公開

## イントロダクション & ストーリー

井上ひさし、永六輔、立川談志も絶賛した  
日本国憲法を擬人化した一人語り「憲法くん」を演じる  
名優・渡辺美佐子の鎮魂の旅

「憲法くん」とは、井上ひさし、永六輔、立川談志も絶賛したお笑い芸人・松元ヒロが20年以上、日本国憲法の大切さを伝えるためユーモラスに演じ続けている一人語りである。「憲法くん」はこう言う。「わたしというのは、戦争が終わった後、こんなに恐ろしくて悲しいことは、二度とあってはならない、という思いから生まれた、理想だったのではありませんか」。そして、「わたしの初心、わたしの魂は、憲法の前文に書かれています」と憲法前文を一気に暗唱する。憲法に対する深い愛と洞察が込められたこの「憲法くん」を語るのは、「戦争を知る世代として、再び戦争の悲劇がこの国に起こらないように、この役を魂を込めて演じました」という、今年87歳になる名優・渡辺美佐子。文字で読む憲法と違い、本作で朗読される日本国憲法前文は、心の奥深くに突き刺さる。

初恋を胸に語り継いだ8月6日。  
原爆朗読劇の全国巡演を続けてきた女優陣たちが語る戦後、  
そして未来へ託す思いとは――

渡辺は初恋の人を疎開先の広島原爆で亡くしたことを戦後35年目の1980年になって知った。彼の死を知った渡辺は中心メンバーとなり、現在まで33年間、鎮魂の想いを込めてベテラン女優たちと原爆朗読劇の公演を続け全国各地を回っている。しかし、その朗読劇は今年で幕を閉じる。本作では渡辺をはじめ、女優たちがこの活動を通じて抱くそれぞれの思いを映し出す。

監督は『大地を受け継ぐ』(15)で原発事故により汚染された土地で農作物を作り続ける農家と、そこを訪れる学生たちの姿を真摯に見つめたドキュメンタリーを手掛けた井上淳一。同作でもタッグを組んだ弁護士の馬奈木巖太郎とともに、「憲法とは何か?なぜできたのか?」という原点を見つめ直すことができる作品を完成させた。子どもから大人まですべての人が日本国憲法について考えるきっかけを与えてくれる必見のドキュメンタリー!

## 監督ステイメント

「映画を武器に世界と闘う」とは、我が師・若松孝二の言葉だが、いまの世の中の流れに対して、映画は何もしなくていいのかとずっと思ってきた。特定秘密保護法にマイナンバー、集団的自衛権に共謀罪、沖縄の民意は相変わらず無視されたままだし、原発は当然のように再稼働。秋の臨時国会でも、水道は民営化されるわ、外国人の人権を顧みないまま入管法は改正されるわ、もうやりたい放題である。そして、ついに憲法改正。2020年に新憲法を施行したいと安倍政権は言う。現行憲法でもこれだけ好き放題やっているのに、憲法を変えられたらどうなるか。自民党の改憲案を見て、驚く。憲法とは本来、権力を持った者が好き勝手やらないように「国民が国を縛る」ものであるが、自民党の改憲案は「国が国民を縛る」ものであり、その先にあるのは、この国を再び戦争のできる国に戻そうという明確な意図である。

そんな時に映画は何もしなくていいのか？ 映画を武器に闘わなくていいのか？ スマホでも映画が撮れる現在、「世界と闘っている」ドキュメンタリーは数多ある。しかし、自分の作品も含めて、「届く人」にしか届いていないのではないのか。映画とは、表現とは、本来、「届かない人」の価値観を揺さぶるものではないのか。

お笑い芸人・松元ヒロさんの『憲法くん』は、日本国憲法を擬人化し、ユーモラスに語ることで、届かない人に届けようと、その高い壁に果敢に挑んでいる。この憲法くんを映画にすれば、今まで届かなかった人にも届くのではないのか。しかし、憲法前文を含む膨大な台詞を覚えなければならぬという問題があった。だから、渡辺美佐子さんが「大変だけど、いいわよ、覚えるわよ」と言ってくれた時には、涙が出た。

渡辺さんとの共働作業の中で、初恋の人が、疎開先の広島原爆で亡くなったと知った。その鎮魂の意味も込めて、もう33年も毎夏、原爆の朗読劇を続けられていることも。その朗読劇も出演者の体力的な問題から今年で終わる。これを撮らない手はない。そうやって、出来上がったのが、この『誰がために憲法はある』だ。

憲法くんは言う。「わたしというのは、戦争が終わったあと、こんなに恐ろしくて悲しいことは、二度とあってはならない、という思いから生まれた、理想だったのではありませんか」と。その理想がするりと掌からすべり落ちてしまいそうないま、表現にかかわる者の端くれとして、何もしなくていいのか。そういうやむにやまれぬ思いから、この映画を作った。元号が変わり、現行憲法最後の憲法記念日になるかもしれない日に、憲法に関する映画が一本も上映されていない国で、僕は映画に関わり続けることはできない。

憲法は誰のためにあるのか。憲法は誰のために生まれたのか。その「誰」には、生者のみならず、戦争の犠牲になった死者たちも含まれるはずだ。いまはただ、ひとりでも多くの届かない「誰」かに届くことを願うのみである。

# 日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。



## プロダクションノート

### 国民主権の縮小、戦争放棄の放棄、基本的人権の制限

自民党の日本国憲法改正草案を読まれたことはあるだろうか？日本国憲法の三本柱は、国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重であるが、自民党のホームページに堂々と載っている改憲案の三本柱は以下である。【国民主権の縮小、戦争放棄の放棄、基本的人権の制限。】

これが決して大袈裟でないことは、自民党のホームページを読めば、一目瞭然である。

(<http://constitution.jimin.jp/draft/>) その自民党が中心となった憲法改正がいよいよ現実のものとなってきた。衆参両議院とも改憲勢力が三分の二を越え、国会発議は可決、国民投票となる日も遠くはない。安倍晋三首相も2020年の新憲法施行を目指すと言って憚らない。

### 映画は何もしなくていいのか？

そんな時に映画は何もしなくていいのか？井上淳一監督が『大地を受け継ぐ』と一緒に作った馬奈木巖太郎弁護士と憲法の映画を作ろうと話し始めたのは、三年前になる。しかし、どう作ればいいのか？放射能で汚された土地で農業を続ける福島の農家の苦悩を描いた『大地を受け継ぐ』は作品的に好評を博したものの、観てくれた人は一万人強。残念ながら、届く人にしか届いていない。「福島を忘れてはいけない、原発はイヤだ」という人が観て、「やっぱり福島を忘れていけない、やっぱり原発はイヤ」と自己確認するだけ。本来、表現とは、そうでない人の心を動かすものでなければならぬはず。どういう憲法映画を作れば、届かない人に届くのか？

### 井上ひさしも永六輔も立川談志も絶賛した、芸人・松元ヒロの一人語り「憲法くん」

そんな時に出会ったのが、芸人・松元ヒロが20年以上、舞台上で演じ続けている、日本国憲法を擬人化した一人語り「憲法くん」だった。ここにも、届かない人に届けようと懸命に闘っている人がいる。では、映画には何ができるだろうか？日本国憲法は今年の憲法記念日で72歳になる。それならば、戦争を体験し、自身も老いと向き合っている役者に演じてもらえばいいのではないか？早速、キャスティングが始まった。しかし、問題があった。憲法前文を含む膨大な台詞を覚えなければならない。

### 名優・渡辺美佐子が魂を込めて演じる

井上とプロデューサーの片嶋一貴が、渡辺美佐子と会ったのは、昨年(2018年)3月。「いいわよ、大変だけど、覚えるわよ」二人を前に渡辺はいとも簡単にそう言った。しかし、渡辺はそ

の時、85歳。10月には86歳になる。それだけの台詞、しかも、憲法前文を覚えるのは並大抵ではなかったはずだ。撮影は6月。それまでの三ヶ月、一体、渡辺はどのような努力をしたのか。家で家事をやる時でも何をする時でも、ずっと口ずさんでいたのよ、と後になって聞いた。撮影は、柄本明さんの自宅の地下にある東京乾電池のアトリエで行われた。10月に亡くなった角替和枝さんが挨拶に訪れるも、集中した渡辺に声をかけることが出来ず、そのまま自宅に戻ったという話もある。「戦争を体験した者として、こういう仕事をやれるのは有り難いことだ」と後に渡辺は語ったが、再び戦争の悲劇がこの国に起こらないようにという願いを込めて、渡辺は「憲法くん」の膨大な台詞に挑み、演じたのだ。

### 初恋の人が広島原爆で亡くなっていた――

しかし、「憲法くん」は12分の短編。それだけでは劇場公開出来ない。何か一緒に上映するものを作らなければ。もちろん、それは「憲法くん」を補完し、相互作用し合うようなものでなければならない。自民党の政治家に扮した役者が自民党の改憲案がいかに素晴らしいかを語る企画や、榎岡かずおの「漂流教室」のように子供たちが無人の荒野にタイムスリップし、そこで一から憲法を作っていくという企画が考えられた。そんな時、渡辺の初恋の人が、疎開先の広島で原爆死を遂げていたことを聞く。渡辺がそれを知ったのは、戦後35年目の1980年、テレビのご対面番組でだった。初恋の人との再会を望んだ渡辺の前に現れたのは、彼の年老いた両親。そこで初めて彼の死を知った渡辺は、その5年後から現在まで33年間、毎夏、原爆の朗読劇公演を続け、全国各地を回っている。初恋の人への鎮魂の想いを込めて。しかし、その朗読劇も出演者の女優たちの体力的な問題から今年（2019年）で幕を閉じる。それを撮らない手はない。そうして、その原爆朗読劇「夏の雲は忘れない」を追いかける日々が始まった。



## 日本映画を代表するスタッフが集結

撮影は『ジョゼと虎と魚たち』『松ヶ根乱射事件』『HERO』『眉山』の蔦井孝洋、照明は『いつか読書する日』『亡国のイーゴス』『鋼の錬金術師』の石田健司、録音は『八重子のハミング』『銃』の臼井勝、編集は井上と『戦争と一人の女』『大地を受け継ぐ』でタッグを組む蛭田智子、プロデューサーは『アジアの純真』『いぬむこいり』などの監督でもある片嶋一貴。そして、ドキュメンタリー部分の撮影には『1999年の夏休み』『ラヂオの時間』『ナビィの恋』『デスノート』の高間賢治が務めている。

## 平成から新元号へ そして、現行憲法最後かもしれない憲法記念日に

『誰がために憲法はある』というタイトルは、スペイン内戦を描いたアーネスト・ヘミングウェイの代表作『誰がために鐘は鳴る』からとったものである。「誰のために憲法はあるのか？」憲法前文は言う。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に在することを宣言し、この憲法を確定する」

戦前、主権は国民にはなかった。その結果、悲惨な戦争が起こり、多くの犠牲者を出した。女性には選挙権すらなかった。日本国憲法は、その主権は我々の手にあると高らかに宣言したもののなのだ。そして、日本国憲法はいまを生きる我々のためだけでなく、主権のないままに死んでいった多くの死者たちのためにある。元号が変わる翌々日の憲法記念日。もしかしたら、現行憲法で迎える最後の憲法記念日。その時に、『誰がために憲法はある』を「届かない人」にも届けることが、この映画を作った者の使命ではなからうか。

## 【改憲について Q&A】

弁護士 馬奈木巖太郎

**Q1** 憲法9条に、憲法9条の2として新しい条項を加えることの問題点はなんですか？

**A1** 新しく加えようとしている憲法9条の2の案は、次のようなものです。

9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

現行の憲法9条第1項、第2項を残したまま、そこに新たに2項を加えるというのですが、問題点は大きく3つあります。

1つめは、「国及び国民」として、国と国民を並列に挙げている点です。なんとなくそんなものだろうと思いがちですが、端的に「国民の安全」としていない点は、歴史的に軍隊が何を守るための組織だったのか、例えば日本でいえば、沖縄戦や旧「満州」における旧日本軍の住民に対する行動を振り返ってみたとき、大変気になるところです。わざわざ「国」を国民とは別に加えているのはなぜなのか、「国を守らないと国民も守れないだろう」という声もありそうですが、どうでもいいと見逃すべきではありません。

2つめは、「国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとる」という点です。これまでであれば、自衛隊の行動に関しては、「必要最小限度」という言いまわしを用いて、何とか正当化してきましたが、「必要最小限度」という表現ではなく、「必要な」になっています。しかし、誰が「必要」かどうかを判断するのか、「必要」か否かがいかなる観点から判断されるのか、そうしたことが条文上はまったく明らかではありません。これでは、何でも「必要」とされてしまい、事実上制限がなくなってしまうおそれがあります。

3つめは、「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」という点です。これは、一見すると、国会の統制に服するのでいい話ではないかとなりそうですが、とんでもない条文です。ポイントは、「法律の定めるところにより」です。つまり、この一文によって、「憲法は法律に委ねましたよ。憲法レベルでのコントロールはありませんよ」ということになってしまいます。一般的に、憲法であれば法律など、法律であれば政令などの下位法に詳細を委ねる規定を設けることがないわけではありませんが、それらは専門的、技術的



な内容などに関してなのであって、「自衛隊の行動」を丸ごと法律に委ねるようだと、国会で多数を持っている勢力が、法律を作ったり、変えたりしてしまいさえすれば、自衛隊の行動は全部OKということになってしまいます。憲法による自衛隊の行動のコントロールを事実上放棄する規定であり、大問題です。

**Q 2** 自衛隊を憲法に明記する改憲案というのは、条文を実態に合わせるだけで、何も変わらないという意見が、よく改憲派の人たちから聞かれますが、実態に合わせるだけなのであれば、別に変えてもいいのではないのでしょうか？

**A 2** 「実態に合わせるだけ」というのは、何か魔法の言葉のように聞こえますね。「何も変わらないのだから心配ご無用」ということを強調したいのですが、とんでもないです。こんなに主権者である私たち国民をバカにした話はありません。

法律は、よく規範を定めていると言われますが、憲法も法律の1つです。規範とは、かくあるべし、というもので、現実とはかけ離れている状態を指しています。例を挙げれば、刑法という法律には、人を殺してはならないとか、人のモノを盗ってはならないという条文がありますが、これは現実には人が殺されたり、人のモノが盗られたりするからあるのであって、誰も殺されず、何も盗られないのであれば、こんな法律は必要ありません。つまり、法律は、規範と現実の間にずれがあることを当然の前提にし、規範に近づけることを求めているのです。

今回の実態に合わせるだけという話が、いかにおかしな議論なのかは、例えば、現実には人が殺されたり、人のモノが盗られたりしているので、「じゃあ、刑法を変えて、『3人までは殺していい』とか『2000万円までは騙し取っていい』という風に変えましょうか？」なんてバカげたことを言う人がいないことを考えれば、すぐにわかる話です。

しかも、憲法の場合、この規範を私たち国民が政府に対して押しつけているわけですが、押しつけられた側が、規範を緩めて実態に合わせるよう規範を変えようと言っていることに、押しつけた側の私たちはもっと敏感でなければなりません。言ってしまえば、縛られた側が縛りを緩めてくれと言っているわけです。しかも、これまで規範をずらしてきた当の本人が、いったん規範を変えたならば、今度は新しい規範をちゃんと守る保証など、どこにもありません。また緩めてくれ、と言い出すかもしれないのです。これまで規範に近づける努力をしてこなかった人たちの開き直った議論を許してはいけません。

**Q 3** 災害救助などで頑張っている自衛隊を違憲の存在だと考えるのはどうなのでしょう？自衛隊員の人たちがかわいそうな気がします。

A 3 近時は全国各地で災害が起きており、自衛隊員の方々はもちろん、消防関係や警察関係、医療関係の方々などが、そうした現場に出動する機会も増えています。そうしたこともあって、災害救助に取り組む自衛隊の活動をあたかも憲法違反であるかのように言うのはどうなのかという疑問は、少なくない方が抱いているのではないかと思います。

ところで、実は、現行憲法のどの条文を探してみても、自衛隊を違憲だとは書いていません。これは、自衛隊よりも先に現行憲法ができていますので、当たり前といえば当たりの話です。では、何を禁じているのかといえば、現行憲法が禁じているのは、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」というものです。

つまり、これまで自衛隊という組織が違憲か合憲かという話で問題になっていたのは、もっぱら「戦力」の不保持に反するのではないかという論点をめぐってでした。

しかし、実際には、自衛隊と一口に言っても、自衛隊という組織は、様々な機能・役割を合わせもっています。そのうちのいくつかのものについては、「戦力」に該当することから違憲と評価されるものもありますが、いくつかのものは違憲と評価されないものもあります。そして、災害救助などは、まさにその例です。

だいたい、同じ災害救助という行為を、自衛隊員がやったら違憲で、自衛隊員ではない人がやったら合憲であるとか、そうしたことになるわけがありません。組織を一刀両断で合憲か違憲かと判断するのではなく、組織が有している機能・役割を仕分けして、個別的に違憲か合憲かを判断するという視点が大事なのではないでしょうか。災害救助で頑張っている自衛隊員の行為をとらえて、憲法違反だと評価する必要などまったくないのです。

また、自衛隊員の方々が災害救助に努力されているのと同様に、消防隊員や医療従事者の方も努力されているなかで、災害救助を理由に自衛隊だけ憲法に書き込むのも変ではないでしょうか。災害救助に取り組む自衛隊員の方々の活動は、そもそも現行憲法上、何の問題も生じさせないのです。

Q 4 9条の平和主義はあまりに理想主義的なのではないでしょうか。もし、攻めてこられたら、そのときはどう対応するのですか？

A 4 いきなり肩すかしのようなことを申し上げるので、「回答になってない」とお叱りを受けるかもしれませんが、憲法に則って答えようとする、憲法の平和主義は、「もし攻めてこられたら」という状況が起きないことを目指しているのであって、攻めてこられたときにどうするのか、という土俵（枠組み）には立たないことを明らかにしている憲法です。言い方を変えれば、この質問そのものが、日本国憲法の枠外からのものだということになります。

そもそも、「もし攻めてこられたら」という設定は、いくつかの前提を無視しています。まず、国家と国家の間での戦争というのは、ある日突然始まるものではありません。ある国が戦争という手段に打って出るのには、そうなった何らかの理由と経緯があるはずです。実際、戦争を始めようとしても、戦争をすると意思決定してから、作戦を立案し、兵站を整え、部隊を派遣し、関係諸国に通告し、そうやって準備を整えて、ようやく始まるものですし、戦争をすると決める前には、二国間の交渉や、第三国や国際機関も交えた協議といった外交があって、そうした経過のなかで、何らかの理由から戦争やむなしとなるわけで、こうした時間や理由を無視して、ただ単に「もし」を設定するのは、あまりにも非現実的です。

また、この質問は「攻めて」くることを所与のものとしているわけですが、通常、「攻める」のには何らかの目的があるわけで、こうした目的を特定したり明確にしないまま、単に「攻める」ことが起きてしまうことを想定するのも、ナンセンスだと言わざるを得ません。資源もなく、国土も狭く、労働力もそれほど多くない日本に対して、いったい何を目的として「攻める」ということになるのでしょうか。技術ということが目的だとしても、そうであれば、戦争ではなく友好的な関係を作った方が、よほど意味があるはずです。おそらく、考えられる唯一の理由は、米軍基地が日本にあるから、その米軍基地を叩くために攻撃するというものではないでしょうか。しかし、「もし攻めてこられたら」という設定を好む人は、日本にある米軍基地が攻撃を誘引する存在となっていることは認めたがらないでしょう。

このように、「もし攻めてこられたら」という質問の土俵に乗ってしまうことは、憲法の平和主義とは異質の土俵に立つことを意味しているのです。

**Q 5** 日本の周辺には、日本に対して友好的ではない国々もあって、脅威に感じられます。憲法を変えて、脅威に対抗することも必要なのではないでしょうか？

**A 5** 確かに、これだけ隣国の国々と友好的な関係を作れていない国も珍しいと思います。ただ、友好的な関係を作れていないのは、あくまでも政府間の話だということに注意する必要があります。しばしば、「反日デモ」が行われたとニュースなどで言われることがありますが、あの「反日」の「日」というのは誰のことなのでしょう？ 例えば、憲法9条を守らせようとか、安保関連法に反対しようと言っているような方が、あの「日」には含まれているのでしょうか？ 私にはそうは思えません。

国と国の話になると、急に「オールジャパン」対「オール〇〇」のような二項対立が作られますが、日本のなかも他の国も、そんなに一枚岩なわけではありません。むしろこうした二項対立的な構図は、過度なナショナリズムを煽ることにもつながりかねません。

また、脅威だとか敵だとか勝手に決めつけるような話もありますが、私たちは相手のことを

本当にそれほど知っているのでしょうか？たとえば、北朝鮮という国の人たちが、普段どういうことを話題にし、どんな歌を唄い、恋人たちがどんな会話を交わしているのか、私たちはあの国の人たちのことをどれくらい知っているといえるのでしょうか？よく知りもしないのにとにかく敵だということになっているのではないのでしょうか？政府がこれが正解だとして、敵や味方を勝手に区別するというのは、実は怖い話なのではないのでしょうか？むしろ、知らないということが脅威を作り上げているということはないのでしょうか？

それから、尖閣諸島についても話題になることがあります。いまは誰もあの島に住みたいと考えているわけではないでしょうから、島の領有権の話というのは、実際には島を領有することで権利を有することになる地下の天然資源をめぐる争いというのが、実際の問題ということになるはずです。この点については、現在の経済関係をよく見る必要があります。

たとえば、日本が資源を総取りすることになったとしましょう。得られた地下資源は、加工されて、製品化されて、様々な部品などで利用することになるはずですが、加工する工場は中国本土にあって、現実にはメイドインチャイナとして表記されるということもあるかもしれません。あるいは製品化されて国内で販売されることになる商品を購入するのが、爆買いなどと呼ばれる中国人の人たちということもありうるかもしれません。逆に、中国が資源を総取りした場合も、加工する会社は日中の合弁企業かもしれませんし、そうして出来た商品が日本国内のお店で売られて日本人たちが購入するなんてこともあるかもしれません。要するに、資源をどちらかが総取りしたとしても、加工から流通、そして消費者の段階までを考えると、どちらかだけが全部独り占めという話にはならないのではないかと思います。現実の経済関係は、それほど結びつきになっているということを見る必要があるように思います。

そうだとすれば、私たちはいったい何のために島の帰属を争っているのか、という話になるはずです。むしろ、双方で対立を煽るのではなく、調整するような方法を目指すべきなのではないのでしょうか。それは、地域紛争の上手な解決の仕方、世界的に見ても貴重なモデルになれるかもしれないのです。問題の所在を把握することなく、ただただ脅威だと決めつけるような姿勢であってはいけないと思います。

必要なことは、脅威を作り上げるのではなく、お互いにお互いを脅威と感ぜないような関係を作り上げることです。

**Q 6** 憲法の平和主義は、日本の平和や安全をどのように確保しようとしているのでしょうか？

**A 6** 日本国憲法は、先の大戦について、政府の行為によって始められた惨禍だと評価しています。資源や市場や労働力の確保という経済的な利益のため、外に出て行き、結果としてアジ

アで 2000 万人以上、国内でも 300 万人以上の犠牲を出しました。そうして、これほどの人命を上回る経済的な利益などあり得ないという教訓から、経済的な利益を得るための手段として、戦争という方法を用いることをやめることにしました。このように、日本国憲法の平和主義は、原爆や空襲や疎開といった国内での被害体験だけでなく、植民地支配や日本軍の行為といった加害の歴史もふまえて理解される必要があります。

そうした反省と教訓をもとに、憲法は、軍事力を伴う国家を主体とした一国単位の自衛権という発想から、平和を愛する諸国民を主体としたトランスナショナルな平和的生存権という発想へ、安全保障の考え方をシフトさせたのです。

なんだか難しい表現ですが、要するに、市民同士が仲良くして信頼関係を構築できていれば、政府同士で意見の対立があったとしても、それを戦争という手段で解決するようなことはできないはずだ、という考え方です。かつて戦争をしたフランスとドイツが、いまどうなっているのかといったことを見ても、こうした話が現実離れた話ではないことはわかっていると思います。

日本もそれができないはずがありません。政府ではなく、私たちが、周辺の国々の市民ともっと仲良くなり、結びつきが強まれば強まるほど、軍事的なるものは必要なくなるのです。

**Q7** 日本はこれまで一度も憲法を改正していません。外国は何度も改正しています。日本の憲法は 70 年も経ったのだから、もう古いのではないですか？

**A7** 確かに、各国は、第二次世界大戦後に限ってみても、憲法を何度か改正しています。2017 年までで、新憲法制定も含めて、アメリカは 6 回、カナダは 19 回、フランスは 27 回、ドイツは 60 回、イタリアは 15 回。お隣の韓国と中国はそれぞれ 9 回。

こうした各国の動向をみると、日本が 70 年も変えてないのは不思議なように思われるかもしれませんが、結論を急ぐ前に、憲法改正によって具体的にどういった点を変えたのかを少し見てみましょう。

たとえば、アメリカの場合、憲法改正の内容は、大統領の 3 選禁止（1951 年）、連邦選挙における人頭税要件の撤廃（1964 年）、選挙権年齢の満 18 歳への引下げ（1971 年）でした。また、カナダでは下院議員定数の変更（1946 年）、上院議員の定年制導入（1965 年）など、フランスでは大統領の直接選挙（1962 年）、国会の会期の変更（1963 年）、公用語の憲法規定化（1992 年）、死刑の廃止（2007 年）など、ドイツでは連邦と州の間の租税収入配分の変更（1955 年）、緊急事態条項の追加（1968 年）、政党の資産公開義務の追加（1983 年）、ドイツ再統一（1990 年）、動物の保護（2002 年）など、イタリアでは議員定数及び上院の任期の変更（1963 年）、大臣の弾劾裁判制度

の廃止（1989年）、州知事の公選制など地方自治改革（1999年）など、韓国では大統領の直接選挙（1952年）、国会議員定数の変更（1969年）など、中国では社会主義市場経済の原則化（1993年）、社会主義法治国家の建設（1999年）などです。

ご覧いただければわかるように、改正内容は、統治機構に関するものがほとんどで、定数や任期、あるいは中央と地方の権限分配など、技術的なものが中心です。

では、日本で現在言われている改正の内容は技術的なものでしょうか？ そうではないはずです。現行憲法の三原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）の一つを変えようという話のはずです。少なくとも各国は、その国が重視する価値観、その国の背骨となるような部分を変えたことはありません。こうしたことからすれば、改正の内容に注目せずに、改正の回数が多い少ないだけを比較しても、あまり意味はありません。

それから、「古いから変えよう」という意見は、なんとなく耳に入りやすい話ではありますが、実は怖い話でもあります。というのは、「人は個人として尊重されるべきだ」とか「人権は大事だ」ということを200年以上言い続けているわけで、各国の憲法は、そのことを条文で確認しています。「200年も経ったから」、「もう古いから」ということで、こういった原則を変えようといった主張を、どこかの国の誰かが言っているなんて話を聞いたことがありますか？ 改憲の問題は、古いとか新しいといった次元の話ではないということが、きちんと確認される必要があります。

もう一つ別の例え話をしたいと思います。松本清張さんや山崎豊子さんが原作のドラマとか、演劇でいえばレミゼラブルやブレヒトの作品などが、しばしばリメイクされたり再演されたりしています。いずれも古い新しいでいえば、もう「古い」と分類されるはずですが、しかし現代の人々もこうしたものをよく観ます。それは、内容がしっかりしていて、今日でも観るに値するものがあるからなのだと思います。憲法も同じ話です。古いか新しいかではなく、内容がしっかりしているのか、現代でも通用するのかがということが重要です。

現在のフランス憲法は、前文で、「フランス人民は、……1789年宣言が定めた人権及び国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する」と定めていますが、注目したいのは「愛着」という表現です。200年以上も前の宣言に対して「愛着」を表明しているのです。おそらく、フランスでは誰も人権宣言を「古い」から変えようとは言わないはずですし、現代では通用しないとも言わないはずです。

では、日本国憲法はどうなのでしょう？ フランスになぞらえれば、1947年に施行された日本国憲法とは、1947年宣言というべきものなのではないでしょうか。

アジア太平洋戦争を経て、その反省のもとに1947年宣言によって成立したのが、いまの日本国ということになります。そこで原則とされたものへの愛着があれば、それを「古い」からという理由で変えようという議論にはならないはずです。

私たち自身の「愛着」が問われているのです。

## スタッフ & キャストプロフィール



### ■渡辺 美佐子 (わたなべ みさこ)

1932年東京都生まれ。53年、俳優座養成所時代に『ひめゆりの塔』（今井正監督）で映画デビュー。58年、『果てしなき欲望』（今村昌平監督）でブルーリボン賞助演女優賞受賞。82年、井上ひさし作の一人芝居『化粧』に出演。以来、2015年までに上演回数は通算648回を数える。主な出演作品『陽のあたる坂道』『真田風雲録』『TATOO〈刺青〉あり』『アカシアの道』『続・深夜食堂』など。テレビ『赤い疑惑』『ムー一族』『おしん』『渡る世間は鬼ばかり』など。舞台『マリアの首』『リア』『リチャード三世』『夏の雲は忘れない〜一九四五・ヒロシマナガサキ』など多数。



### ■監督・井上 淳一 (いのうえ じゅんいち)

1965年愛知県生まれ。早稲田大学卒。85年、大学入学と同時に、若松孝二監督に師事し、若松プロ作品に助監督として参加。90年、『パンツの穴・ムケそでムケないイチゴたち』で監督デビューするも、己の監督としての才能のなさに絶望し、荒井晴彦氏に師事。脚本家となり、『くノ一忍法帖・柳生外伝』（98）『アジアの純真』（11）『あいつときぼうのまち』（14）などの脚本を書く。2013年、『戦争と一人の女』で監督再デビュー。慶州国際映画祭、トリノ国際映画祭ほか、数々の海外映画祭に招待される。16年には、福島で苦悩しながら農業を続ける男性を追った『大地を受け継ぐ』でドキュメンタリーを監督した。脚本家としての最新作は、1970年前後の若松プロの青春グラフィティー『止められるか、俺たちを』（2018/白石和彌監督）。



### ■製作・馬奈木 巖太郎 (まなぎ いずたろう)

1975年生。福岡県出身。弁護士。大学専任講師（憲法学）を経て、弁護士登録。福島原発事故の被害者4500人が国と東京電力に対して責任追及と被害救済を求めている「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団で事務局長を務めるほか、福島県広野町の高野病院、大槌町旧役場庁舎解体差止住民訴訟などの代理人を務めている。また、演劇界などの#Me Tooにも取り組んでいる。ドキュメンタリー映画『大地を受け継ぐ』では企画を務めた。

### ■「憲法くん」作：松元ヒロ (まつもと ひろ)

1952年鹿児島生まれ。法政大学法学部政治学科を卒業後、パントマイマーとなり全国を巡る。コミックバンド「笑パーティー」のメンバーとしてコントの世界に進出。1985年「お笑いスター誕生」で優勝。1988年、コント集団「ザ・ニューズペーパー」の結成に参加し、村山富市元首相を演じ注目を集める。その後、1988年に独立。政治風刺やパントマイムのソロライブで、全国を飛びまわっている。著書に佐高信氏と共著『安倍政権を笑い倒す』（角川新書）『憲法くん』（絵・武田美穂／講談社）がある。

## 私たちは何のために主権者となったのか

弁護士 馬奈木厳太郎

この作品は、日本国憲法の出自のある断面を描いたものです。それは、おそらく戦後の多くの日本人が抱いてきたイメージと、重なるものだと思います。

同時に、この作品は、加害の歴史も、沖縄の切り捨ても、戦前の弾圧の犠牲も、一切描いていません。

この作品をご覧になった方々が、この作品を契機として、知り、考え、行動するという、未来に拓かれたものとして、あえて触れてはけません。

『誰がために憲法はある』というタイトルをも手がかりに、各自が憲法を自らのものとすることで完結する――これが、本作品の創り手の意図です。

そこで、その提起に私自身も応えたいと思います。

日本国憲法の前文は、次の一文から始まります。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」

「主権が存することを宣言し、この憲法を確定する」とありますが、その前には「戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」とあります。「決意」したのは、もちろん「日本国民」です。そして、注目すべきは、「戦争の惨禍が」「政府の行為によつて」引き起こされたとの認識が示されていることです。

つまり、アジア太平洋戦争という惨禍が政府の行為によつて引き起こされ、その政府は天皇主権の下での政府であった、したがって戦争を二度と繰り返さないために、国民を主権者とした――この一文は、こうした歴史認識とその教訓を示しているのです。もちろん、ここでの決意には、主権者となったならば、そうした惨禍を繰り返させないという確信が込められていることは、言うまでもありません。

また、日本国憲法の前文には、次のような一文もあります。



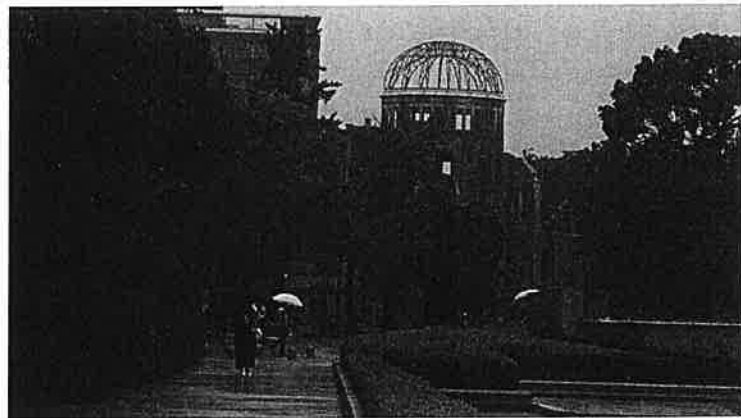
「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」

戦争を引き起こすのが政府であるとの認識を示したうえで、日本国憲法は、「われらの安全と生存」を「平和を愛する諸国民の公正と信義」に求めるとしています。重要なのは、平和を愛する「諸国」や「諸政府」ではなく「諸国民」、つまり世界の平和を愛する諸々の人々だとしている点です。政府ではなく、国境を超えた市民が平和の創り手だとの認識が示されているのです。これは、日本だけの平和を考えていても本当の意味での平和にはならない、国境を超えた市民との信頼関係を構築するなかで世界の平和を追求していくことによって、初めて日本の平和も確保されるという趣旨です。

資源や市場、労働力の確保のために始められた戦争の結果、アジアで2000万人以上、日本国内でも300万人以上の犠牲を出してしまいました。そうした経験をふまえ、こうした人命を上回る利益などありえないというのが、日本国憲法の結論です。

日本国憲法が、国民主権を謳ったのは、戦争の惨禍を二度と起こさせないため。そして、国民は戦争を起こさないため平和を愛する諸国民との信頼関係を構築する――これが、私たちが主権者となった原点です。

近時は、改憲をめぐる議論も盛んになされていますが、その核心は立憲主義と平和主義をめぐる点にあります。戦争を起こさないために主権者となった私たちが、戦争をするために改憲を行うのか。私たちは何のために主権者となったのか、まさに主権者としての自覚が問われています。この作品をご覧になったお一人お一人に、日本国憲法の原点について考えていただけると幸いです。



# 公開表記・クレジット

タイトル：誰がために憲法はある

渡辺美佐子

高田敏江 寺田路恵 大原ますみ 岩本多代 日色ともゑ 長内美那子 柳川慶子 山口果林  
大橋芳枝

監督 井上淳一

「憲法くん」作 松元ヒロ

音楽 PANTA

製作 馬奈木巖太郎 プロデューサー 片嶋一貴

撮影 蔦井孝洋 土屋武史 高間賢治 向山英司 照明 石田健司

録音 白井勝 光地拓郎 ヘアメイク 清水美穂 編集 蛭田智子

助監督 末永賢 植田浩行 制作 長谷川和彦 宮城広

メイキング 小関裕次郎 宣伝プロデューサー 岩本玲 協力 「夏の会」

製作プロダクション ドッグシュガー 配給・宣伝 太秦

©「誰がために憲法はある」製作運動体

【2019年 | 日本 | 69分 | DCP | カラー | ドキュメンタリー】

公式サイト：[www.tagatame-kenpou.com](http://www.tagatame-kenpou.com)

## 2019年4月27日 ポレポレ東中野ほか全国順次公開

【お問い合わせ】

太秦（宣伝：岩本玲・今村花 / 劇場：小林三四郎）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10 代々木エアハイツ301

Tel : 03-5367-6073 Fax : 03-6903-6970 Mail : [info@uzumasa-film.com](mailto:info@uzumasa-film.com)